

自動車取得税  
自動車税 減免申請書

平成 年 月 日

愛知県 県税事務所長 殿

申請者 住 所  
(所在地)

氏 名  
〔名称及び〕  
〔代表者氏名〕  
電話番号

印

第56条第1項第6号  
愛知県県税条例第56条第1項第7号の規定により、下記のとおり 自動車取得税 の減免  
第73条第2項 自動車税  
をしてください。

減免を受けようとする自動車	登録(車両)番号		取得年月日	平成 年 月 日		
	使用の本拠(定置場)					
	使用目的	1 身体障害者専用自動車				
		車いす利用者	住 所			
			氏 名			
			生年月日	年 月 日生	電話番号	
			申請者との続柄			
		添付書類	車いすを利用する必要があることを明らかにする書類 (次のいずれかに○印を付し、減免申請書に添付してください。) ・ 医師の診断書(所定のもの) ・ 居宅サービス計画書(1)及びサービス利用票の写し(ケアマネジャーの原本証明が必要) ・ 補装具費支給決定通知書の写し(市町村交付) ・ その他			
	自動車の運行内容	目 的		回数		
		名称・所在地				
		2 身体障害者利用自動車				
		3 身体障害者運転自動車				
特殊装置(構造変更)の内容	1 身体障害者専用自動車					
	2 身体障害者利用自動車					
	3 身体障害者運転自動車					
構造変更に必要な費用	円					

※ 処理結果

法人でない福祉施設等が自動車を使用する場合は、事業内容を確認できる書類を添付してください。

減免対象自動車の減免税目

	身体障害者 専用自動車	身体障害者 利用自動車	身体障害者 運転自動車
自動車税	減 免		
自動車取得税	減 免	構造変更部分のみ 減免	構造変更部分のみ 減免

記載上の注意

- 1 ※印欄は、記入しないでください。
- 2 「申請者」欄には、減免を受けようとする自動車の自動車税（自動車取得税）の納税義務者の住所（所在地）、氏名（名称）及び電話番号を記入してください。
- 3 「減免を受けようとする自動車」欄は、次によってください。
  - (1) 「使用目的」欄には、使用目的別に該当する項目の番号に○印を付し、次により記入してください。
    - ① 身体障害者専用自動車の場合
      - ア 「車いす利用者」欄には、次により記入してください。
        - (ア) 車いす利用者の住所、氏名、生年月日、電話番号及び申請者との続柄を記入してください。
        - (イ) 「添付書類」欄は、該当する書類に○印を付し、当該書類を減免申請書に添付してください。
        - (ウ) 減免を受けようとする自動車の使用者が、社会福祉法人、医療法人、タクシー会社等車いす利用者の送迎等を業務としている法人又は法人でない福祉施設等である場合は、「住所」欄に当該法人又は福祉施設等の所在地を、「氏名」欄に名称を記入し、「生年月日」、「申請者との続柄」、「電話番号」及び「添付書類」欄は記入を省略してください。  
**この場合、法人でない福祉施設等については、当該福祉施設等の事業内容を確認できる書類を減免申請書に添付してください。**
        - (エ) 入浴車の場合は、「車いす利用者」欄の記入を省略してください。
      - イ 「自動車の運行内容」欄には、車いす利用者又は入浴車を利用する者のために自動車を使用する状況を記入してください。  
**(例)**
        - ◎ (目的) 通院のための送迎 (回数) 週2回 月・金曜日  
(名称・所在地) △△病院 名古屋市中区三の丸3-1-2
        - ◎ (目的) リハビリのための送迎 (回数) 週1回 土曜日  
(名称・所在地) △△リハビリセンター 岡崎市明大寺本町1-4
        - ◎ (目的) 施設利用者の送迎  
(名称・所在地) 社会福祉法人△△会△△施設 豊橋市八町通5-4
        - ◎ (目的) 身体障害者専用タクシー
        - ◎ (目的) 巡回入浴
    - ② 身体障害者利用自動車（一般の者も利用するもの）の場合  
一般乗合用バス、観光貸切バス等と記入してください。
    - ③ 身体障害者運転自動車（身体障害者を雇用し運転させるために構造変更がなされたもの）の場合  
タクシー、一般貨物運送自動車等と記入してください。
  - (2) 「特殊装置（構造変更）の内容」欄には、使用目的別に該当する項目の番号に○印を付し、その特殊装置（構造変更）の内容を具体的に記入してください。  
 (例) 身体障害者専用自動車・・・車いすの固定装置、昇降装置、浴槽等の装置
  - (3) 「構造変更に要した費用」欄は、次により記入してください。
    - ア 自動車税にあつては、記入の必要はありません。
    - イ 自動車取得税にあつては、「特殊装置（構造変更）の内容」欄の2又は3に○印を付したものに限り、構造変更に必要な金額を記入してください。
- ◎ 減免申請者が個人の場合は、減免を認める自動車は、減免申請者1人について1台、かつ、車いす利用者1人について1台に限ります。
- ◎ 身体障害者手帳等による減免制度の適用を受けている身体障害者等を車いす利用者として減免申請した場合は、車いす移動車に対する減免の適用はありません。